## 〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内容
守山市企業立地	Н17. 3	業種:製造業、物流事業、情報関連産業、	立地促進奨励金
促進条例		研究施設、市長が適当と認める事	①所有の場合
		業で、以下の1~4のいずれも該	投下固定資産総額(土地・家屋・償
		当すること	却資産取得額)×10%
		1 新設、移設、増設または建替え	②借型立地の場合
		2 投下固定資産総額	投下固定資産総額(土地・家
		(土地・家屋・償却資産取得額)	屋・償却資産取得額)×3%
		(新設、移設、増設、建替え) 5億円以	限度額2億円
		上	※上記金額と規則で定める投下固定
		(大規模立地:新設、移設、増設)50億	資産にかかる8年間の固定資産税
		円以上	相当額を比較して低い方の額
		3 常用雇用者数(雇用保険法)	③大規模立地の場合
		(新設、増設) 20 人以上	投下固定資産総額(土地・家
		(うち新規雇用者数5人以上:新設)	屋・償却資産取得額)×10%
		(うち新規雇用者数2人以上:増設)	※ただし、新設・移設・増設の土地取
		(移設、建替え) 20 人以上	得を伴うもの
		(大規模立地) 51 人以上	限度額7億円
		(うち新設の新規雇用者 20 人以上)	
		(うち増設の新規雇用者 5 人以上)	
		4 環境保全に関する協定の締結、そ	
		の他市が指定する事項の遵守	
		○市内に住所を有し、かつ、1年間継続	雇用促進奨励金
		して雇用されていること	○事業開始までに市内に住所を有す
			る新規雇用者1人につき 10 万円
			(限度 100 人、限度額 1,000 万円)

詳しくはこちら守山市企業立地奨励金の概要について

http://www.city.moriyama.lg.jp/shokokanko/kigyouyuuchi\_2.html